随意契約の事後公表(シルバー関連)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、 名張市契約規則第28条第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月12日

1. 件名	浄水場ほか緑地管理及び除草業務委託
2. 発注室	上下水道部 浄水室
3. 契約日	令和5年5月12日
4. 契約期間	令和5年5月12日 ~ 令和6年3月11日
5. 契約金額	2,495,000 円(税抜)
6. 契約相手方の名称	公益社団法人 名張市シルバー人材センター
7. 契約理由	見積書の額が名張市契約規則第10条に基づいて決定された予 定価格の範囲内で最低価格であったため。